

令和5年 秋の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和5年9月21日（木）～9月30日（土）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 秋口は、日没の早まりとともに夕暮れ時や夜間の交通事故が多発する傾向にあり、飲酒運転等の悪質な運転による事故も依然として発生している。また、高齢運転者による事故や、子どもや高齢者が被害にあう交通事故防止は社会全体の課題である。

このようなことから、広く県民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重 点

- 1 こどもと高齢者を始めとする
歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底

9月30日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

歩行者における交通事故の死傷者数のうち、高齢者の割合が最も多くなっています。こどもと高齢者においては、全体の歩行者事故の約半数を占めることから、これら歩行者の安全確保が重要となります。

◎運転者は・・・

- 通学路や学校、保育園、幼稚園等の近くでは、こどもの飛び出し等を予想した「かもしれない運転」に努めるとともに、スピードを落として走行しましょう。
- 道路を通行する全てのこども、高齢者及び障がい者に対して思いやり運転を実践しましょう。



◎こどもと高齢者を始めとする歩行者は・・・

- 道路を渡る際は、横断歩道を利用し、信号は必ず守りましょう。
- 左右の安全確認を徹底し、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 信号機のない横断歩道では手を上げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。
- 高齢者は、交通安全講習会等に参加し、自身の身体機能の変化（認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解した安全な交通行動をとりましょう。



◎学校・地域・関係機関では・・・

- 通学路等において危険箇所の把握を行い、解消に向けた取組を推進しましょう。
- 通学路等こどもが日常的に集団で移動する経路において、見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進しましょう。
- 道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

重点事項2

夕暮れ時と夜間の交通事故防止 及び飲酒運転等の根絶

◎自動車運転者・同乗者は・・・

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持ち、歩行者等保護を徹底しましょう。
- 全ての座席におけるシートベルトの着用と幼児を乗車させるときは体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。
- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒をしたら絶対に運転をしない・させない意識を徹底しましょう。
- 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。
- 夜間走行時、対向車や先行車がないときにはライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

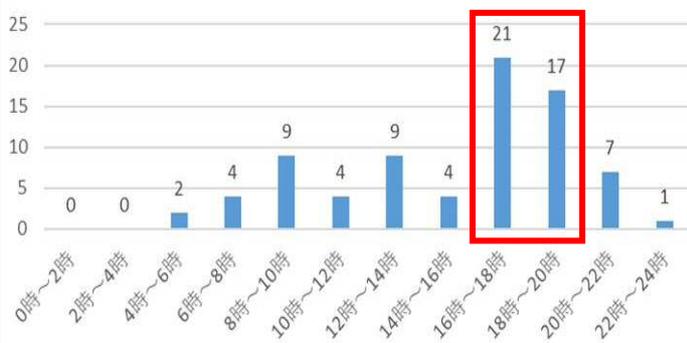
◎歩行者・自転車利用者は・・・

- 夕暮れから夜間の外出時は明るい色（白・黄色等）の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付けを行い、自転車の被視認性の向上を図りましょう。
- 自転車利用者も飲酒運転は、絶対にしないようにしましょう。

◎職場は・・・

- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる運転者教育の実施、運転前後におけるアルコール検知器の活用、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進等、従業員に飲酒運転をさせない運行管理を行いましょ。

R4鳥取県時間別交通事故数（歩行者事故）



（参考：鳥取県警察本部 HP）

例年、歩行者や自転車が見えにくくなる
16時～20時の時間帯に交通事故が多発
しており、全体の約5割を占めています。
歩行者は反射材の着用を、
運転者は前照灯の早めの点灯に努めましょう。



◎飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点事項3

自転車等のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

◎自転車等利用者は・・・

- すべての年代で乗車用ヘルメットの着用と自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等へ加入しましょう。
- 自転車は車両であることを認識し、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、並進の禁止等の交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。
- イヤホン等を装着した運転や傘さし等の片手運転などの「ながら運転」は危険なのでやめましょう。
- 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）利用者も交通事故による被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。

◎関係機関・団体等は・・・

- 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール等の交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。
- 各種広報媒体等を活用し、いわゆる電動キックボード等に関する新たな交通ルールの周知と遵守及び被害軽減のためのヘルメット着用を徹底する広報活動を行い、安全行動につなげる環境づくりに取り組みましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。